

1. 本奨学寄宿舍生募集は、海外諸国から来日している私費外国人留学生のうち、学業、人物ともに優秀で且つ健康でありながら、学費の支弁が困難と認められる者に対して奨学援助を行うことにより、国際間の相互協力と理解を増大しうる人材を育成することを目的とする。

## 2. 応募資格

- (1) 日本以外の国籍を有する私費外国人留学生で大学院課程在籍者
- (2) 原則として、他の機関から奨学金を受けていない者
- (3) 国際的立場から理解と親善に関心を持ち貢献しうる者
- (4) 日本語による意思伝達が可能である者

## 3. 奨学寄宿舍生の採用人員

2名 (202室・203室)

## 4. 奨学寄宿舍の家賃及び入居期間

(1) 入居予納金：120,000円 (1カ月1室あたりの設備サービス費を10,000円とし、1年分を一括払いする) ※月割り等による減額はしない。

(2) 入居期間：2014年4月1日～2015年3月31日の期間とし、再契約することで1年間延長することができるが、最長2年間とする。

※新規入居者は、退去者が宿舎関係者立会いのもと、ルームチェックを行った日から起算して4日後から、入居可能とする。

## 5. 応募方法

次の書類を作成し、国際部留学生・外国人研究者支援課へ提出すること。

- (1) 奨学寄宿舍生申請調書  
※「1」～「9」までの抽選番号を希望者に選択させ、1ページ目の余白に記載すること。
- (2) 学生証 (写)
- (3) 在留カード又は在留カードとみなされる外国人登録証明書 (写)
- (4) 入居申込書 (財団様式)

## 6. 提出期限

国際部留学生・外国人研究者支援課が指定する期日までに提出すること。

## 7. 決定及び通知

別途定める選考方法によって推薦者を決定し、財団へ申請する。財団の採否結果は、国際部長を経て本人に通知する。

## 8. 奨学寄宿舍生の義務

- (1) 学業に励み、健康に注意して奨学生に相応しい態度と行動を取らなければならない。
- (2) 本財団の賃貸借契約及びその他の規定を守り、本財団及び大学の指示に従い必要な手続きを怠りなくすること。
- (3) 上述の義務を怠った場合には退去させることがある。
- (4) 本財団が主催する留学生会合や奨学生全国会合等の行事に積極的に参加すること。

## 9. 問合せ先

国際部留学生・外国人研究者支援課生活支援チーム  
内線：22515 [seikatsushien@ml.adm.u-tokyo.ac.jp](mailto:seikatsushien@ml.adm.u-tokyo.ac.jp)

## 檜山奨学会館における生活注意事項

共同生活では財団の趣旨をよく理解し、寄宿奨学生相互の立場を尊重し、節度ある行動を心掛け、注意事項を守ってください。

1. 外泊 長期不在（旅行・帰省）は事前に管理人に申し出る。
2. 来訪者
  - 1) 在館生以外の者が来訪する際は、事務室の「外来者名簿」に記入しなければならない。  
招待者はこの記入と来訪者が在館中の行動について責任を持つ。
  - 2) 来訪者と面会する場合は、使用上の注意を守って談話室を使うこと。
  - 3) 来訪者を招待する者は、在館生に迷惑をかけないように注意を払う。  
特に一度に大人数をよばない。
  - 4) 来訪者の会館での宿泊は禁止する。
  - 5) 異性の個室への立ち入りについては、在館生に誤解を与えないよう充分注意する。
3. 個室
  - 1) 備付家具・電気製品等の保全、室内整理整頓に努めること。  
財団が必要と認めた時以外、入居者等が会館の施設並びに設備、備品等を改造したり、自分で何か付け加えたりする事を禁止する。
  - 2) 個室を離れる時、就寝時は戸締まり・火災に気をつける。外出の時はセコムをセット（警戒状態に）する。
  - 3) 個室での喫煙は火災の恐れがあるため禁止する。
  - 4) 備付家具・電気製品以外の電化製品を使用する場合は事前に管理人の許可を得る事。
  - 5) トイレ・浴室の清掃に心掛けること。  
トイレトーパー以外の者を流さない（つまって業者の修理が必要）。きれいに使い、使用後は水を流す。
  - 6) 郵便受箱は、玄関に備え付けてあるので各自で管理する。但し書留、配達証明、内容証明等は郵便配達人に配達してもらう。入居者が不在の場合は、郵便の種類によっては、管理人室で代わりに受け取る場合もある。
  - 7) 火気（電熱器・石油ストーブ等）の使用を禁ずる。会館内に爆発物、引火性物質等火災発生の原因となる危険物を持ち込む事は禁止する。
  - 8) 壁や天井等に釘・ボンド（接着剤）で造作物取付や現状変更をしない。その場合元通りにする費用は本人が全額負担する。
  - 9) 居室の鍵、セコムカード等は入居期間中、入居者が責任を持って管理する事。万一、紛失したり破損した時は速やかに管理人迄届け出

る事とし、紛失や破損したりの実費は各自が負担する事とする。勝手に同型の鍵等を造ったり、他人に貸す事は厳禁する。

- 10) 室内清掃・保全・衛生管理等は各自で行うこと。
- 11) ごみはごみの集収日に指定された場所に指定されたごみの種類に分別して出すこと。  
生ゴミはビニール袋に入れて中の物が外に出ないようにすること。  
缶、ビンの中身は必ず捨てて出すこと。
- 12) ペットの飼育は禁止する。
- 13) 施設及び備品について点検する必要があるときは、管理人等が入居者の同意を得て部屋に入る事ができる。但し、火災等非常の場合は入居者の同意を得ないで入る事もある。

#### 4. 共用部分

- 1) 談話室(事務室)では飲酒をしない。必要がある場合には事前に管理人を通し館長の許可を受ける。
- 2) 館内での喫煙は禁止する。
- 3) 外部の人を招いた会合や催事を原則として禁じる。必要ある場合は管理人を通し館長の許可を受ける。
- 4) 廊下に私物を置かない。
- 5) ゴミは定められた通りに分別し、各自指定日に指定場所に捨てに行く。カラスによる被害を防ぐためポリ容器からはみ出さないようにすること。
- 6) 洗濯機・乾燥機はその都度使用料を支払うものとする。使用後は自分の物を直ぐに取り出す。
- 7) 自転車は管理人の許可を受けてから購入のこと。自転車置き場は指定された場所に置くこと。
- 8) 入居者の自動車及び自動二輪車の会館敷地内への持ち込みは禁止。
- 9) 各階の外廊下等には、消火器、居室には避難梯子が設置してあるので、あらかじめ各自で場所を確認し取り扱いを覚えておくこと。
- 10) 財団が主催する例会・交流会には積極的に参加すること。

#### 5. 非常事態等

会館内で火災や事故など非常事態があった場合は、速やかに管理人に連絡し応急処置をとるとともに速やかに避難する。

6. 退去 入居時の状態まで入居者の責任で居室の現状復帰を行うこと。  
退去に当たっては、財団、大学、入居者の確認を必要とする。

7. 更新 入居者の更新は1回限りである。希望者は「入居期間延長申請書」を大学に提出し、再度「学生寮 Oak Village 入居申込書」の提出と設備サービス費として金 120,000 円を3月末日までに大学に支払うこと

以上

## ( 特 約 条 項 )

1. 本契約は甲が育英奨学事業等を目的とする公益法人であることを充分認識し、その趣旨に沿って乙は使用することを確認する。
2. 乙は甲の希望する入居条件に適した外国人留学生大学院生等（以下入居者という）を選抜し、入居許可を与えるものとする。ただし、入居許可を得た者以外の居住者は認めない。
3. 乙は入居者が決定した場合は必ず書面により甲に必要書類を添付して通知するものとする。ただし、入居者の利用期間は原則として1年とする。
4. 本件建物居室内に設置したバストイレユニット、キッチン、机、椅子、ベッド、洋服ダンス、本棚、冷蔵庫、カラーテレビ等は無償にて使用することができる。  
ただし、上記以外の寝具類（ベッドパット、毛布、掛布団、枕、枕カバー、シーツ、掛布団カバー、毛布カバー）は、リース制になっている。ただし、枕カバー、シーツは週1回の交換とする。また洗濯機、乾燥機はその都度使用料を支払うものとする。
5. 電話を設置する場合は乙が電話局と直接契約することとする。入居者への外部からの電話の取り次ぎは一切しない。
6. 乙は入居者の身元保証人となるとともに万一入居者が問題を生じた時はすべて乙の責任において解決し、甲には迷惑をかけないものとする。
7. 乙は甲の提示する居室の利用方法に基づき（ハンドブックのとおり）入居者が使用するよう指導管理につとめるものとする。なお甲がその入居者が不相当と認めた場合は、両者協議のうえ入居者を変更できるものとする。

以 上